

イ 開口部(窓の面積(当該窓が二以上の場合は、その合計の面積。以下(2)において同じ。)が住宅の床面積の合計に0.02を乗じた値以下となるものを除くことができる。以下(2)のイにおいて同じ。)の熱貫流率が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)	2.33	3.49	4.65	6.51		

ロ 窓(直達光が入射する天窓以外の窓で、当該窓の面積が住宅の床面積の合計に0.04を乗じた値以下となるものを除くことができる。)の夏期日射侵入率(入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。以下同じ。)を面積加重平均した値が、窓が面する方位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。なお、当該窓の上部に張り出し寸法1,200ミリメートル以上のひさし(共用廊下、バルコニー等を含む。)がある場合には、当該窓の夏期日射侵入率に0.7を乗じた値とすることができる。

窓が面する方位	地域の区分					
	I	II	III	IV	V	VI
真北±30度の方位	0.52		0.55		0.60	
上記以外の方位	0.52		0.45		0.40	

(2) 建具等の基準

イ 開口部の建具が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当し、又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

地域の区分	建具の種類又はその組合せ		代表的なガラスの組合せ例
I及びII	窓又は引戸	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率(単位 1平方メートル1度につきワット。以下同じ。)が1.91以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が1.51以下であるもの ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下であるもの	イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの
	窓、引戸又は框ドア	次のイ又はロに該当するもの イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス	低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)又は三層複層ガラス(空気層各12ミリメートルのもの)入り建具であるもの

		<p>中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの</p>	
	ドア	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの</p> <p>ロ 金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製の枠及び断熱フラッシュ構造扉で構成されるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの</p>	低放射複層ガラス（空気層 12 ミリメートルのもの）又は三層複層ガラス（空気層各 12 ミリメートルのもの）入り建具であるもの
III	窓又は引戸	<p>次のイ、ロ又はハに該当するもの</p> <p>イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 2.30 以下であるもの</p>	<p>イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具との二重構造であるもの</p>
	窓、引戸又は框ドア	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス</p>	イの場合、複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの

		<p>中央部の熱貫流率が 3.36 以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り 建具で、金属製熱遮断構 造又は木若しくはプラス チックと金属との複合材 料製であり、ガラス中央 部の熱貫流率が 3.01 以下 であるもの</p>	<p>ロの場合、ガラス単板二枚使 用（中間空気層 12 ミリメートル以上のもの）、複層ガラス（空気層 12 ミリメートルのもの）又は低放射複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの</p>
	ドア又は引戸	<p>次のイ又はロに該当するも の</p> <p>イ 木製建具で扉が断熱積 層構造であるもの。ただ し、ガラス部分を有する ものにあっては、ガラス 中央部の熱貫流率が 3.01 以下であるもの</p> <p>ロ 金属製熱遮断構造又は 木若しくはプラスチック と金属との複合材料製の 枠及び断熱フラッシュ構 造扉で構成されるもの。 ただし、ガラス部分を有 するものにあっては、ガ ラス中央部の熱貫流率が 3.01 以下であるもの</p>	<p>ガラス単板 2 枚使用（中間空 気層 12 ミリメートル以上の もの）、複層ガラス（空気層 12 ミリメートルのもの）又は 低放射複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建 具であるもの</p>
IV及び V	窓又は引戸	二重構造のガラス入り建具 で、ガラス中央部の熱貫流 率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板入り建具の二重構 造であるもの
	窓、引戸又は框 ドア	一重構造のガラス入り建具 で、ガラス中央部の熱貫流 率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板 2 枚使用（中間空 気層 12 ミリメートル以上の もの）又は複層ガラス（空気 層 6 ミリメートルのもの）入 り建具であるもの
	ドア	<p>次のイ、ロ又はハに該当す るもの</p> <p>イ 扉がフラッシュ構造（金 属製表裏面材の中間 の密閉空気層を紙製若しく は水酸化アルミニウム 製の仕切り材で細分化し た構造又は当該密閉空気 層に断熱材を充填した構 造をいう。）であるもの。 ただし、ガラス部分を有 するものにあっては、ガ ラス中央部の熱貫流率が</p>	<p>ガラス単板 2 枚使用（中間空 気層 12 ミリメートル以上の もの）又は複層ガラス（空気 層 6 ミリメートルのもの）入 り建具であるもの</p>

		4.00 以下であるもの ロ 扉が木製であるもの。 ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの ハ 扉が金属製熱遮断構造パネルであるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあっては、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	
VI	窓、引戸又はドア	一重構造のガラス入り建具であるもの	ガラス単板入り建具であるもの
1 ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格 R3107 - 1998 (板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法) 又は日本工業規格 A1420 - 1999 (建築用構成材の断熱性測定方法) に定める測定方法によるものとする。 2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格 R3106-1998 (板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法) に定める垂直放射率が 0.20 以下のガラスを 1 枚以上使用したもの又は垂直放射率が 0.35 以下のガラスを 2 枚以上使用したものをいう。 3 「断熱積層構造」とは、木製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填した構造をいう。 4 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。以下同じ。 5 「断熱フラッシュ構造扉」とは、金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした扉をいう。			
ロ 開口部(直達光が入射する天窓以外の窓で、当該窓の面積が住宅の床面積の合計に 0.04 を乗じた値以下となるものを除くことができる。)の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域の区分及び方位に応じ、次の表に掲げる事項に該当し、又はこれと同等以上の性能を有するものであること。			

地域の区分	方位	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
I 及び II	全方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が 0.66 以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
III	真北±30 度の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が 0.70 以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの
	上記以外の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が 0.57 以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
IV 及び V	真北±30 度の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が 0.60 以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの
	上記以外の方位	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が 0.49 以下であるもの ロ ガラスの日射侵入率が 0.66 未満のものに、付属部材又はひさし

		<p>し、軒等を設けるもの</p> <p>ハ 内付けブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの</p> <p>ニ 付属部材及びひさし、軒等を設けるもの</p>
VI	真北±30度の方位	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ ガラスの日射侵入率が0.66以下であるもの</p> <p>ロ 付属部材を設けるもの</p>
	上記以外の方位	<p>次のイからニまでのいずれかに該当するもの</p> <p>イ ガラスの日射侵入率が0.43以下であるもの</p> <p>ロ 遮熱複層ガラス又は遮熱低放射複層ガラスに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの</p> <p>ハ 紙障子又はこれと同等以上の日射遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの</p> <p>ニ 付属部材及びひさし、軒等を設けるもの</p>
<p>1 「ガラスの日射侵入率」は、日本工業規格 R3106-1998(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「遮熱複層ガラス」とは熱線吸収ガラス又は熱線反射ガラス等を使用して日射侵入率を低減した複層ガラスを、「熱線反射ガラス」とは日本工業規格 R3221-2002(熱線反射ガラス)に定める日射熱遮蔽性による区分のうち2種及び3種に該当する熱線反射ガラスをいう。</p> <p>3 「付属部材」とは、レースカーテン、内付けブラインド(窓の直近内側に設置されるベニシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。)、紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング(テント生地等で構成される日除け開閉機構を有するものをいう。)若しくはサンシェード(窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。)をいう。)その他日射の侵入を防止するため開口部に取り付けるものをいう。</p> <p>4 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型日除けで、東南から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。</p> <p>5 IV地域及びV地域においては、イの表のIII地域について定める建具の種類又はその組合せに該当し、又はこれらと同等以上の性能を有するものである場合にあっては、この表のIII地域について定める事項によることができる。</p>		

5 施工に関する基準

断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

- (1) 断熱材は、必要な部分に隙間なく施工すること。
- (2) 外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合にあっては、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。
- (3) 間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている場合にあっては、当該取合部に気流止めを設けること。なお、屋根を断熱構造とする天井裏又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合部については、この限りでない。
- (4) グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材(日本工業規格 A9511(発泡プラスチック保温材)に規定するもの、日本工業規格 A9526(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)に規定する吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。)その他これらに類する

透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合にあっては、防湿層（断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。）を設けること。

6 車体及び開口部の断熱性能等に係る維持保全に関する基準

車体及び開口部の断熱性能等をできるだけ低下させないように、次のイからハまでに掲げる基準に従って適切な維持保全を行うこと。

- イ 屋根及び外壁の表面のひび割れ、剥がれ等の有無について定期的に確認し、ひび割れ、剥がれ等がある場合には適切な補修を行うこと。
- ロ 開口部の建具の破損、隙間等の有無について定期的に確認し、破損、隙間等がある場合には適切な補修を行うこと。
- ハ ひさし又は軒その他日射の侵入を防止する部分の破損の有無について定期的に確認し、破損がある場合には適切な補修を行うこと。

附則

改正後の告示は、平成21年4月1日から施行する。

【グリーンイノベーション ⑤-a】

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和二十五年五月十一日法律第百七十五号)

(日本農林規格の確認、改正及び廃止)

第十条 農林水産大臣は、第七条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

(建築材料の品質)

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

◆グリーンイノベーション⑤:国産木材の利用促進

－b. 大規模木造建築物に関する構造規制の緩和

●用語の定義

○建築基準法（昭和25年法律第201号）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、営業場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上部、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- 五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
- 六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある建築物の部分をいう。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。
- 七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三〇及び第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生

する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。)に関する政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。)に関する政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が（1）又は（2）のいずれかに該当すること。

（1） 耐火構造であること。

（2） 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあっては、（1）に掲げる性能に限る。)に関する政令で定める技術的基準に適合するものであること。

（i） 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

（ii） 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。)に関する政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

●3,000 m²以上の建築物は耐火建築物である必要がある。

○建築基準法(昭和25年法律第201号)

(大規模の建築物の主要構造部)

第二十一条 高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)は、第二条第九号のニイに掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物(政令で定める用途に供するものを除く。)は、この限りでない。

2 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の前項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)は、第二条第九号のニイに掲げる基準に適合するものとしなければな

らない。

●防火壁等の耐火構造で区画すると別棟として取扱うことができる(合計 6,000 m²まで建築可能)。

○部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について

(平成 20 年 9 月 30 日 国住指第 2391 号 国土交通省住宅局建築指導課長通知)

部分により構造を異にする建築物の棟の解釈については、住宅局建築防災課長通達「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について」(昭和26年3月6日住防発第14号)において、主要構造部を耐火構造とした建築物の部分と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分とが相接して一連になっており(上下に接続する場合を除く。)、かつ、当該建築物が一定の条件に適合している場合には、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び同法施行令(昭和25年政令第338号)中建築物の一棟の延べ面積の規模に応じて適用される規定の運用にあたり、それぞれの建築物の部分を別棟のものと解釈できることとされてきた。

その後、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が平成12年4月1日に施行され、機関委任事務及びその処理に関する国の包括的指揮監督権限が廃止されたことに伴い、「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」(平成13年2月19日国住総第15号)により、当該通達は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言とみなすこととされている。

従って、当該通達の取扱いについて、このたび、当該通達は、特段の廃止手続きは行われておらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として引き続き有効であることについて、改めて通知する。

●3階建以上の学校や病院は耐火建築である必要がある。

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)

第二十七条 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの(三階の一部を別表第一(い)欄に掲げる用途(下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。)に供するもの及び第二号又は第三号に該当するものを除く。)のうち防火地域以外の区域内にあるものにあつては、第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物(主要構造部の準耐火性能その他の事項について、準防火地域の内外の別に応じて政令で定める技術的基準に適合するものに限る。)とすることができる。

- 一 別表第一(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄の当該各項に掲げる用途に供するもの
 - 二 別表第一(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(一)項の場合にあつては客席、同表(五)項の場合にあつては三階以上の部分に限る。)の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの
 - 三 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの
- 2 次の各号の一に該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物(別表第一(い)欄(六)項に掲げる用途に供するものにあつては、第二条第九号の三ロに該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。)としなければならない。
- 一 别表第一(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分(同表(二)項及

び(四)項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表(に)欄の当該各項に該当するもの

二 別表第二(と)項第四号に規定する危険物(安全上及び防火上支障がないものとして政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの(貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度を超えないものを除く。)

別表第一 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物(第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条—第三十五条の三、第九十条の三関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分((一)項の場合にあつては客席、(五)項の場合にあつては三階以上の部分に限る。)の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分((二)項及び(四)項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	二百平方メートル(屋外観覧席にあつては、千平方メートル)以上	
(二)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		三百平方メートル以上
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		二千平方メートル以上
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カブエー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階	三千平方メートル以上	五百平方メートル以上

(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		二百平方メートル以上	千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		百五十平方メートル以上

●幼稚園の園舎を2階に置く場合は耐火建築物としなければならない。保育園は保育室を2階に置く場合であっても建設可能。

○幼稚園設置基準

(園地、園舎及び運動場)

第8条 園舎は、2階建以下を原則とする。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあっては、これらの施設を第2階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

○児童福祉施設最低基準

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びヘの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築

物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号□に該当するものを除く。)であること。

□ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

- ハ □に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること
- ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。

この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ヘ 保育室等その他乳児又は幼児が出入り、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

●特別養護老人ホームや短期入所生活介護(ショートステイ)の居室を2階に置く場合は耐火建築物としなければならない。有料老人ホーム等の特定施設は建設可能。

○特別養護老人ホームの設備及び人員に関する基準

(設備の基準)

第十一条 特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。))でなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。))とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(設備及び備品等)

第一百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（設備及び備品等）

第一百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

＜特定施設入居者生活介護＞

(設備に関する基準)

第一百七十七条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

<外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護>

(設備に関する基準)

第一百九十二条の六

指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

●特区では、木造2階建の特養建設に係る特例措置の全国展開について結論を得ることとしている(平成22年度中)。

「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」

別紙2 全国展開に関して再度評価を行うこととする規制の特例措置

<特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業>

特例措置の内容	今後の対応方針
2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none">車椅子等の介助を要する入居者については、自主的にすべり台を用いて避難を行うことは困難であるものの、施設の構造等により安全性の確保がなされている。また、重度の要介護者・認知症者を1階部分に入所させる等、現行の特例適用要件以外にも安全性を高めるための独自の取組を行っている。上記のとおり、現時点で本件につき弊害が発生しているものではないが、一般にはすべり台による避難は困難であり、現状では本特例措置の全国展開は適当ではないと考えられ、さらに慎重に検討すべきである。とのことである。しかし、評価・調査委員会による調査では、本特例措置については、・昨年度の評価意見において懸念事項とされていた夜間等の避難訓練を定期的に実施することにより、管理運営の要件上の弊害が発生していないこと、・設備構造の要件については、様々な取組によって安全性を確保しており、特段の弊害は発生しておらず、また、規制所管省庁に懸念を示されたすべり台による避難については、本特例措置の必須要件とはなっていないこと、・木材を多用することにより、大きな怪我が皆無になるほか、快適な居住環境が実現しており、また、地元木材の活用による地域の活性化等に対して副次的效果が生じていること、から、できるだけ早期に全国展開することが適当であると考えられる。 <p>これらを踏まえると、全国展開に当たっては、入居者の多くが重度の要介護者・認知症者であることを踏まえ、すべり台以外の方法により、安全な避難経路を屋外に確保するための方策について検討する必要がある。そのため、規制所管省庁において平成22年中に当該検討を行い、その結果も踏まえ、平成22年度中に本特例措置の全国展開について結論を得る。</p>